

第1章 総 則

【趣 旨】

第1条 この規約は、広島県立五日市高等学校同窓生の会(名称「鶯鳴会」以下「本会」という)に
関して必要な事項を定める。

【総務局】

第2条 本会の総務局を広島県立五日市高等学校内に置く。

〒 731-5157 所在地 広島市佐伯区観音台三丁目15 番1 号

代表電話 (082)923-4181

FAX (082)922-9681

URL <http://www.itsuko-aa.com/>

E-mail info@itsuko-aa.com

【会 員】

第3条 本会は次の会員を以って構成する。

- (1) 会 員…本校の卒業生
- (2) 特別会員…本人が入会を希望し、理事会の承認を得た者(母校の現旧職員等)

第2章 目的及び事業

【活動目的】

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

【事 業】

第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿の管理
2. 会誌の発行
3. 集会等の開催
4. 母校の事業に対する援助その他

第3章 役 員

【役 員】

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 常任理事はつぎのとおり
 - (1) 会 長…………… 1名
 - (2) 副 会 長……………若干名
 - (3) 監 査…………… 2 名
 - (4) 総務局長…………… 1 名
 - (5) 書 記…………… 1 名
 - (6) 会 計…………… 2 名

(7) 常任理事(各部長等)…若干名

(8) // (各期代表)…若干名

2. 理事はつぎのとおり

(9) 理事(クラス代表) …… 若干名

(10) 校内理事(教職員)……若干名

【役員の選出】

第7条 役員の選出は次の方法による。

2 会長, 副会長, 監査は、立候補者を以って充て(但し、立候補者が定数を超える場合は選挙を行う。この場合、選挙管理委員会を置く。)総会で選出するものとする。

3 常任理事は期ごとに会員の中から選出され、会長がこれを委嘱する。

4 役員選出にあたって推薦委員会を置くことができる。

5 役員推薦委員会は、常任理事, 理事の中から代表者(若干名)を以って組織する。

6 総務局長、書記、会計は会長が委託する。但し、常任理事会の議決を経る。

7 選挙管理委員会は6名で、常任理事, 理事とする。

8 監査の1名は、母校の事務長を充て、会計の1名は、母校在職の校内理事を以って充てる。

【顧問】

第8条 本会はつぎの顧問をおき、会長は必要に応じて会務全般にわたり助言を仰ぐことができる。

1. 顧問……………母校の在職の校長

2. 名誉顧問……………母校の旧校長

3. 参与……………旧役員

【役員の任務】

第9条 役員の任務はつぎのとおりとする。

2. 会長は本会を代表し、すべての会務を主宰する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

4. 常任理事は本会の通常業務を行うほか、緊急案件を審議決定し、次期総会に報告する。

5. 総務局長は会務を総括し、会計(会計事務)、書記(文書事務)を監督する。

6. 監査は会計事務を監査する。総会において監査報告を行う。

7. 校内理事は役員の活動に協力する。

8. 顧問は会長の諮問に応じ、その運営に関与する。

9. 常任理事(各部長, 五高倶楽部, クラブOBOG 会代表)は、それぞれの専門事務に専念する。

10. 同窓会実行委員長は理事及び各クラス代表との連絡に務める。

【任期】

第10条 役員の任期は次のとおりとする。

2 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

3 会長に欠員を生じた時は、副会長の中から会長を互選する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長を除く役員に欠員が生じた場合は、常任理事会がこれを選出する。

5 役員は第2項の規定にかかわらず、任期満了後も後任者決定までの間は残任する。

【理事会及び各部会】

第11条 本会は第4条の目的を達成するため次の部会を置く。また、必要に応じて特別部会を置くことができる。

- (1) 総務部
- (2) 情報部
- (3) 広報部
- (4) 事業部
- (5) 同窓会実行委員会
- (6) 五高倶楽部
- (7) クラブOB・OG 会

第4章 会 議

【会 議】

第12条 本会の会議は総会、常任理事会及び全体会とする。

2 総会は全会員を以って構成し、定期総会は全体会を経て、年1回、7月から9月までに開催する。但し、会長及び理事会が必要と認めた時、または会員の(30人以上)要求があれば、臨時に総会を開催することができる。

3 常任理事会は常任理事を以って構成し、毎月1回、本部で開催する。

4 全体会(理事会、各部会、特別部会)は、年2回、5月と翌年度4月、総会までに開催する。

5 すべての会は、会長が召集する。議長は会長が委託することができる。

【会議の機能】

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 当該年度の会務報告、決算報告及び監査報告とその承認
- (2) 次年度の事業計画、予算案の提案とその承認
- (3) 会長、副会長、監査の選出と顧問の推挙
- (4) 規約の改正
- (5) その他の議題

2 常任理事会は総会で議決した会務の執行に関する重要事項、緊急案件の審議決定を執る。

3 部会、特別部会は会長の特命事項について調査、研究する。

4 推薦委員会は、候補者の推薦に関する事項を行う。

5 選挙管理委員会は、役員選出に関する事項を行う。

【議事等の成立要件】

第14条 総会、常任理事会は、構成員(委任状を含む)の過半数を以って成立する。

2 議事は出席者の過半数で決定する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

【専 決 及 び 委 任】

第15条 会長は、総会において委任された事項について、専決することができる。

2 会長は前項の規定により、専決したときは、関係の会議において専決の内容について報告し

なければならない。

3 この規約に規定されていない本会の運営に関して必要な事項は、常任理事会の決議を経て、会長が別に細則を定めることができる。

第5章 会 計

【経 費】

第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入によって運営する。

第17条 会員は、入会金と終身会費を納める。

第18条 本会計の細目は、常任理事会において之を定める。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第6章 組 織

【支 部】

第20条 本会は必要に応じて支部を置くことができる。支部は本部と密接な連絡を図る。

第21条 支部長、副支部長は支部より選出され会長が委嘱する。支部長は支部を代表する。

第7章 付 則

【付 則】

第22条 この規約は、昭和52(1977)年3月1日から施行する。

2 この改正規約は、平成13(2001)年8月12日から施行する。

3 この改正規約は、平成20(2008)年7月26日から施行する。

広島県立五日市高等学校(鶯鳴会)同窓会細則

【細 則】

第1条 この細則は、規約第15条第3項に基づき、次のとおり定める。

【会費と寄付金】

第2条 会員は、本会の入会式において入会金5,000円を納める。

2 終身会費については、当分の間免除する。

3 寄付金は、一般会計に収納する。

4 この改正細則は、平成23年8月13日から施行する。

【届 出】

第3条 会員は、入学、卒業、就職、転職、転住、改姓名、死亡等の異動があった場合は、速やかに本部に連絡すること。

【除 名】

第4条 会員で本会の名誉を著しくけがした者は、常任理事会の決議によって除名されることもある。なお、当事者は弁明する機会が与えられる。

【会員名簿の管理】

第5条 本会の会員名簿は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、入会時及び変更の届出において知りえた情報は、総務部で厳重管理して、総会、同期会のお知らせ以外に使用しない。また、第三者にデータが漏れないシステムを構築する。

同期会・クラス会を開催する幹事は、会合の案内に係る経費を実費により負担することにより、

本会が代行する。

【表彰規定】

第6条 本会で行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 篤行賞は、会員の規範となる行動があったとき、表彰状を随時授ける。
- (2) 功労賞は、会の発展のため特に寄与された者に対して総会で副賞を付けて表彰状を授ける。

【出張旅費規定】

第7条 会長が会務のため出張したときは、旅費として次のとおり支給する。

2 本会役員の出張の費用で、交通費、宿泊費の実費を支給する。

- (1) 県内 交通費
- (2) 県外 交通急行費、宿泊費
- (3) 通信費

3 本規定に明記していない事項は、常任理事会で協議決定する。

【慶弔規定】

第8条 会員の死亡の際は弔電を打ち、弔意を表す。

2 学校教職員、生徒に不幸があった場合は、弔電を打ち、弔意を表す。

【会計規程】

第9条 規約第18条に基づき、本会の会計規程を別に定める。

【付 則】

第10条 本細則は、平成13年8月12日から施行する。

2 この改正細則は、平成20年7月26日から施行する。